

福岡県における今後の特別支援教育の在り方について

(答 申)

平成18年9月15日

福岡県県立学校教育振興計画審議会

平成18年9月15日

福岡県教育委員会 殿

福岡県県立学校教育振興計画審議会

会 長 迎 静 雄

福岡県における今後の特別支援教育の在り方について（答申）

本審議会は、平成16年7月27日に貴委員会から「福岡県における今後の特別支援教育の在り方について」の諮問を受けた。

本審議会では「特別支援教育部会」を設置し、「福岡県における特別支援教育に関する基本的な考え方について」「特別支援教育に対応した県立盲・聾・養護学校の在り方について」及び「特別支援教育を推進するための基本的方策について」の審議事項について、専門的な観点からの調査・検討を行ってきた結果、平成18年7月21日に「福岡県における今後の特別支援教育の在り方について（答申案）」を公表した。

本審議会は、同答申案に対して寄せられた県民をはじめ県内教育関係機関や団体等からの様々な意見や要望等を勘案しつつ、慎重に検討を重ねた結果、このたび以下のとおり最終的な結論を得たので答申する。

目 次

はじめに	1
特別支援教育の現状と課題	2
1 国における動向	2
(1) 障害者施策全般	2
(2) 学校教育	2
2 本県における現状と課題	4
(1) 盲学校	5
(2) 聾学校	6
(3) 知的障害養護学校	7
(4) 肢体不自由養護学校	8
(5) 病弱養護学校	9
(6) 小・中・高等学校等	9
本県における特別支援教育の基本的な考え方	11
1 基本的理念	11
2 基本的取組の方向性	11
(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進	11
(2) 適切な教育の場と教育環境の整備	12
(3) 地域における教育的支援の充実	12
(4) 教員の資質能力及び学校の専門性の向上	12
特別支援教育に対応した県立盲・聾・養護学校の在り方	14
1 新たな学校制度への転換	14
2 本県における特別支援学校の在り方	15
(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進	15
(2) 適切な教育の場と教育環境の整備	16
(3) 地域における教育的支援の充実	18
(4) 教員の資質能力及び学校の専門性の向上	19
(5) その他必要な方策	21
おわりに	23
用語解説	24

はじめに

近年のノーマライゼーション¹の進展とともに、社会全体として障害のある人の自立と社会参加を生涯にわたって支援していくための体制整備が進められている。

学校教育においては、障害のある幼児児童生徒一人一人の自立と社会参加に向けて、その教育的ニーズに応じたきめ細かな教育的支援を行うことが重要となっており、特殊教育から特別支援教育への転換を推進するための新しいシステムづくりに向けた取組が進められている。

本県においては、これまでに出示された本審議会の答申も踏まえ、盲・聾・養護学校における教育諸条件の整備が進められるとともに、個々の教員の努力や各学校の工夫等により、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズにこたえる教育が行われてきた。

しかしながら、障害の重度・重複化、多様化、高等部への進学者の増加、地域における教育的支援に対するニーズの高まり等、障害のある幼児児童生徒の教育をめぐる状況が大きく変化している中で、障害のある幼児児童生徒に対する教育の一層の充実を図ることが求められている。

本審議会では、平成16年7月27日に県教育委員会から、「福岡県における今後の特別支援教育の在り方について」の諮問を受け、特別支援教育を推進するための制度の在り方等に関する国の動向や、学校・地域の状況等を踏まえつつ、本県における特別支援教育の基本的考え方及び特別支援教育に対応した県立盲・聾・養護学校の在り方を中心に審議を行い、平成18年7月21日に答申案を取りまとめた。

答申案公表後、広く県民や関係者からの意見を徴し、これを踏まえて更に検討を重ね、ここにその結果を答申として取りまとめたものである。

本答申が、本県における特別支援教育の指針となり、障害のあるすべての幼児児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実が図られることを強く期待する。

特別支援教育の現状と課題

1 国における動向

(1) 障害者施策全般

我が国においては、医療、福祉、教育、労働等社会の各分野にわたって、ノーマライゼーションの理念の下、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策が総合的かつ計画的に進められてきている。

平成14年12月には、「障害者基本計画」が閣議決定され、平成15年度から平成24年度までの10年間を見通した障害者関連施策の基本的方向性が示された。

同基本計画の「教育・育成」分野においては、障害のある子ども一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、LD、ADHD、自閉症等²について教育的支援を行うことを基本方針とし、施策の基本的方向として、一貫した相談支援体制の整備、専門機関の機能の充実と多様化、指導力の向上と研究の推進、社会的及び職業的自立の促進、施設のバリアフリー化の促進が示されている。

平成17年4月には、「発達障害³者支援法」が施行され、その中で、国及び地方公共団体は、発達障害児がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講ずること等が規定されている。

(2) 学校教育

障害のある幼児児童生徒の教育については、昭和22年に制定された学校教育法において、盲学校、聾学校、養護学校及び特殊学級⁴の制度が明確に位置付けられ、以後、昭和23年からの盲学校及び聾学校の義務制実施、昭和54年からの養護学校の義務制実施、平成5年からの「通級による指導⁵」の実施など、着実に充実発展が図られてきた。

しかし、近年におけるノーマライゼーションの進展や、子どもの障害の重度・重複化、多様化の中で、障害のある幼児児童生徒や保護者の教育に対するニーズが高まるとともに、教育における地方分権の進展に伴い、地域の実情を踏まえた学校づくりが求められるなど、障害のある幼児児童生徒を取り巻く状況に大きな変化が生じてきた。

このような中、平成15年3月、文部科学省の特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議から、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」が示さ

れた。

同最終報告においては、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD及び高機能自閉症も含め、障害のある児童生徒等に対し一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育を行うという「特別支援教育」の基本的理念を明らかにするとともに、「個別の教育支援計画⁶」、「特別支援教育コーディネーター⁷」等、障害のある児童生徒等を適切に支援するための仕組みや、特別支援教育を推進する上で学校の在り方、特別支援教育を支える専門性の強化等、特別支援教育推進のための新たな体制整備に係る提言がなされている。

中央教育審議会では、同最終報告における提言を踏まえて検討を重ね、平成17年12月、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」を取りまとめた。

同答申では、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、

幼児児童生徒の障害の重度・重複化を踏まえ、盲・聾・養護学校を障害種別を超えた学校制度（特別支援学校）とするとともに、地域の小・中学校等を支援する「センター的機能」を付与すること

小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒に対する指導及び支援体制の整備を図ること

特別支援教育に携わる教員の専門性を支える免許制度の見直しを図ること等の提言がなされている。

国においては、これらの提言に基づき、学校教育法等の一部改正が行われたところであり、平成19年4月から障害種別を超えた特別支援学校が創設され、在籍幼児児童生徒に対する教育を行うほか、小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨が規定されるとともに、教員免許状についても現在の盲・聾・養護学校ごとの教員の免許状が特別支援学校教諭免許状に一本化されることとなっている。

また、小・中学校、中等教育学校の前期課程における通常の学級に在籍しているLD又はADHDの児童生徒のうち、一部特別な指導を必要とする者については、平成18年4月から新たに通級による指導を行うことができるよう、学校教育法施行規則が一部改正されたところである。

2 本県における現状と課題

本県における障害のある幼児児童生徒の教育は、明治42年の「柳河訓盲院（現在の県立柳河盲学校）」の開設に始まり、その後、国の特殊教育制度の進展とともに、盲・聾・養護学校、特殊学級及び通級による指導の整備充実が図られてきた。

現在、県立では盲学校4校、聾学校5校、養護学校14校（分校2校を含む。）の計23校が、市立では養護学校18校が設置されており、合わせて4,229名の幼児児童生徒が在籍している。また、小・中学校における特殊学級は計984学級で3,195名の児童生徒が在籍しており、通級による指導の対象児童生徒は898名となっている。

これまで、本審議会においては、県立盲・聾・養護学校教育の在り方に関して、本県の実情に即した改善充実の方向性を検討し、「聾学校教育について」（昭和62年6月）、「養護学校教育について」（平成2年3月）及び「盲学校教育について」（平成4年8月）の各答申を取りまとめた。

これらの答申における諸提言に基づいて、県立盲・聾・養護学校の各々の体制整備とともに、教育内容の改善充実が図られた。具体的には、

聾学校においては、高等部単独校が整備され、社会的要請に対応できる生徒の育成を目指す観点から高等部本科をすべて普通科とし、職業学科については専攻科に設置されることとなったこと

養護学校においては、障害の比較的軽度な生徒から、他の障害を併せ有する生徒まで、幅広く対応するためのコースを設定した高等部単独校が設置されたこと

盲学校においては、高等部単独校が整備され、理療(あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅう)の資格免許の取得が困難な生徒の自立を目指す「生活技能科」や、理療の有資格者の更なる資質向上を目指す専攻科「研修科」が新たに設置されたこと

など、先進的かつ特色ある取組が進められてきた。

また、本県では、平成16年3月、障害者基本法において策定が義務づけられている都道府県障害者計画として、「新福岡県障害者福祉長期計画」（計画期間：平成16年度から平成25年度までの10年間）及び同計画の前半5年間に係る重点施策実施計画である「ふくおか障害者プラン(前期)」が策定され、障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、社会情勢の変化等に対応した障害者施策が総合的かつ計画的に推進されているところである。

このような中、障害のある幼児児童生徒の教育においては、様々な状況の変化に伴って新たな課題が生じてきており、適切な対応が求められている。

本県における障害のある幼児児童生徒の教育の具体的な現状と課題は、次のとおりである。

(1) 盲学校

県内には4校の県立盲学校(うち1校は高等部単独校)が設置されており、幼稚部、小学部及び中学部の在籍者数は少人数のまま横ばい傾向にある。

高等部については平成4年の本審議会答申により統合が図られ、高等部単独校が整備されたが、幼少期からの一貫性ある教育の重要性から、高等部単独校と幼・小・中学部設置校との連携協力を深めることが課題となっている。

他の障害を有しない単一障害の児童生徒に対しては、一人一人の眼疾患や視機能の状態に配慮した指導方法や教材・教具の工夫の下、小・中・高等学校の教育課程に準ずる教科指導の一層の充実を図ることが求められている。

一方、小・中学部における重複障害の児童生徒の割合は48.9%となっており、近年増加傾向にある。重複障害の状態としては、知的障害を併せ有するケースが多く、極めて重度の児童生徒が入学するケースもあり、一人一人の障害の状態に応じた指導の充実が課題である。

また、高等部における理療に関する学科では、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師及びきゅう師の資格免許取得を目指した職業教育が行われており、比較的年齢の高い中途失明者の入学も多く、幅広い年齢層の生徒が在籍している。

近年、視覚に障害のない者が理療の分野に進出してきたこと等、社会状況の変化を踏まえ、理療に関する教育の一層の充実が求められている。

盲学校においては、従来から教育相談等に対応するための校内体制や、地域でのネットワークの整備が図られ、地域における視覚障害の幼児児童生徒等に対する支援が行われてきた。

視覚障害に対応できる専門的教育機関は県内に数少ないことから、今後も地域の視覚障害教育の中核的機関としてセンター的機能を発揮することが求められている。

盲学校教員に対しては、平成4年の本審議会答申を受け、県教育センターにおける特別研修や他の専門機関への派遣研修等、視覚障害教育に係る様々な専門的研修が行われてきた。これらの研修によって養われた専門性を十分に生かすための取組に努めるとともに、今後は、視覚障害固有の専門性を基盤とし、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した専門性の向上を図ることが課題である。

また、盲学校教諭免許状の取得のための教育職員免許法認定講習(以下、「認定講習」とする。)についても、従来からの大学における実施に加え、県教育センターにおいても開設するなど受講機会の拡充が図られてきた。その結果、免許状の保有率は近年向上し、40.5%となっているが、今後も免許状保有率の一層の向上が求められている。

(2) 聾学校

県内には5校の県立聾学校(うち1校は高等部単独校)が設置されており、幼稚部、小学部及び中学部の在籍者数は少人数のまま横ばい傾向にある。

高等部については昭和62年の本審議会答申により統合が図られ、高等部単独校が整備されたが、幼少期からの一貫性ある教育の重要性から、高等部単独校と幼・小・中学部設置校との連携協力を深めることが課題となっている。

他の障害を有しない単一障害の児童生徒に対しては、個々の児童生徒の聴覚障害の状態及び言語発達やコミュニケーションの状態を踏まえた、小・中・高等学校の教育課程に準ずる教科指導の一層の充実を図ることが求められている。

一方、小・中学部における重複障害の児童生徒の割合は17.4%となっており、近年微増傾向にある。重複障害の状態としては、知的障害を併せ有するケースが多く、極めて重度の児童生徒が入学するケースもあり、その対応の在り方が課題となっている。

また、高等部専攻科には、産業技術科、商業技術科及び理容美容科が設けられているが、産業構造の変化に伴い、現在行われている教育内容と社会のニーズとの間に隔たりが生じてきており、社会の変化に対応した新たな職業教育の在り方について検討が求められている。

聾学校では、従来から教育相談等に対応するための校内体制や、地域でのネットワークの整備が図られ、地域における聴覚障害教育のセンター的役割を担ってきた。

また、聴覚障害教育に関する研修講座を開催するなど、地域への理解啓発の取組も進められている。

今後は、医療・保健・福祉機関と連携した早期からの教育相談体制の一層の充実が課題である。

聾学校教員に対しては、県教育センターにおける特別研修や他の専門機関への派遣研修、聾学校教諭免許状の取得のための認定講習の実施等、聴覚障害教育に係る専門性向上を図る様々な取組が行われてきた。これらの研修の成果を十分生かすた

めの取組に努めるとともに、今後は、聴覚障害教育固有の専門性を基盤とし、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した専門性の向上を図ることが課題である。

また、免許状保有率については、幼・小学部では70%を超えているのに対し、高等部では13.9%にとどまっており、高等部教員の免許状保有率の向上が課題となっている。

(3) 知的障害養護学校

県内には9校の県立知的障害養護学校（うち2校は高等部単独校）が設置されており、その教育に対する理解の進展や期待の高まり、医療の進歩等による重度障害の児童生徒の通学の増加等により、在籍児童生徒数は増加の一途をたどっている。

平成8年度と18年度の児童生徒数を比較すると、昨今の少子化傾向で小・中・高等学校では19.4%減少しているにもかかわらず、知的障害養護学校では25.6%増加している状況であり、今後も増え続けると予想される。このため、一部の学校については、児童生徒を受け入れるための施設の整備など緊急の対応を取らなければならない状況も生じている。

高等部においては、生徒一人一人の障害の状態や進路志向に応じ、学校卒業後の自立と社会参加に直結する教育が行われており、その教育の重要性から、高等部への進学者数は増加傾向が続いている。このままの状況で推移すると、生徒の受入れや教育活動に著しい支障が生じることが懸念される。また、一部の地域では通学困難な状況も見られ、進学希望にこたえる適切な高等部教育の実施が重要な課題となっている。

小・中学部における重複障害の児童生徒の割合は21.8%で、そのうち、約7割の児童生徒が肢体不自由を併せ有しており、医療的ケア⁸を要する者も在籍している。また、自閉症を有する者も多く在籍している状況であり、このような児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実が求められている。

高等部においても、生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応するため、教育課程や指導形態等の工夫が行われているが、生徒の障害の状態や多様な進路に応じた指導の一層の充実が求められている。

知的障害養護学校は、教育相談の実施や研修会等への講師派遣、授業公開を含めた講習会の開催など、地域の相談・支援機関としての機能を担ってきたが、対象となる児童生徒数が増大する中、地域支援を行うための一層の組織体制の工夫が求め

られている。

養護学校教諭免許状の保有率は、小学部では80%を超えているのに対し、高等部では26.0%にとどまっている。今後は特に高等部教員の免許状保有率の向上が課題である。

また、障害の重度・重複化、多様化への対応、医療的ケアを含めた緊急時の適切な対応のための研修が課題となっている。

(4) 肢体不自由養護学校

県内には3校の県立肢体不自由養護学校(分校1校を含む。)が設置されており、近年の在籍児童生徒数は横ばい状態である。肢体不自由単一障害の場合は地域の小・中学校に、知的障害を併せ有する場合は近隣の知的障害養護学校に就学している状況も見られる。

また、重複障害学級数の増大により、施設設備等について支障を生じかねない状況にある学校も見受けられ、適切な教育環境を整えることが課題となっている。

小・中学部における重複障害の児童生徒の割合は75.4%となっており、肢体不自由に対応した専門的指導に加え、児童生徒の障害の状態に応じた指導の充実が求められている。特に、3つ以上の障害を併せ有する者や、医療的ケアを要する者に対する適切な教育的対応が課題となっている。

一方で単一障害の児童生徒も少数ながら在籍しており、運動・動作の制限に起因する課題を踏まえた学習活動上の工夫や配慮の下、学力の向上を目指した教科指導の一層の充実が求められている。特に高等部段階においては、大学等への進学をはじめとする幅広い進路希望を実現するための教科指導の充実が課題である。

肢体不自由養護学校では、学校周辺地域における肢体不自由の幼児児童生徒を対象とした教育相談等を実施しているが、このような取組を更に広域化し、センター的機能を拡充していくことが求められる。

養護学校教諭免許状の保有率は、小学部では80%を超えているのに対し、高等部では22.7%にとどまっている。今後は特に高等部教員の免許状保有率の向上が課題である。

また、障害の重度・重複化、多様化への対応、医療的ケアを含めた緊急時の適切な対応のための研修の充実が求められている。

肢体不自由養護学校に多く在籍する重度・重複障害の児童生徒に対しては、自立活動の重要性が高いことから、特に中学部・高等部段階において適切に自立活動の指導ができる人材を計画的に育成することが求められている。

(5) 病弱養護学校

県内には2校の県立病弱養護学校（分校1校を含む。）が設置されているが、在籍児童生徒数は少人数のまま横ばい傾向にある。

病弱児童生徒の教育は、医療機関との密接な関係を保つ必要があることを踏まえながら、適切な教育の場の在り方を検討することが求められている。

児童生徒の病弱の原因疾患は、従来 of 結核、ぜんそく等から、最近では心身症の割合が増加するなど多様化してきており、それぞれの疾患に関する基本的な理解の下、治療内容や生活上の規制、児童生徒の心理状況等を考慮した指導の充実が求められている。

また、入院等により学習できない期間や、学習の進度が児童生徒一人一人で異なっているため、在籍していた小・中学校との連携を十分に図り、個別の指導計画に基づいた教科指導の一層の充実が課題となっている。

病弱養護学校は、医療機関や小・中学校、市町村教育委員会との緊密な連携を図りながら、学校周辺地域において教育相談や情報提供を中心とした支援機能を担ってきた。

従来から指導を行ってきた心身症の児童生徒の中には、周囲からの適切な理解や対応がなされていないことによる様々なストレスに起因して身体症状の出現に至ったと考えられるLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒も含まれており、これまでの実績を生かした教育的支援についても充実が求められている。

病弱養護学校における養護学校教諭免許状の保有率は60.9%であり、今後、指導に当たって必要な免許状の取得機会の一層の充実を図ることが課題である。

また、病弱養護学校では、病気についての理解を踏まえ、その特性に配慮して指導する能力や、不登校の状態にある心身症の児童生徒の心理的な問題に適切に対応できる能力、身体活動の制限に応じ情報機器を活用する指導力等、幅広い専門性が必要であり、多様な研修の充実が求められている。

(6) 小・中・高等学校等

小・中学校における特殊学級の在籍者及び通級による指導の対象者は、ともに増加している状況であり、障害に応じた指導及び支援の一層の充実が必要である。

文部科学省の調査によると、小・中学校の通常の学級には、LD、ADHD、高機能自閉症等により学習や行動の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約6%の割合で在籍している可能性が示されており、本県においてもこれらの児童生徒に対する適切な支援が求められている。

高等学校にも、軽度の障害を有する生徒や、LD、ADHD、高機能自閉症等の生徒が在籍していると考えられ、教職員の理解促進や、適切な指導の在り方が今後の課題と考えられる。

今回の学校教育法の一部改正により、障害のある幼児児童生徒の教育が小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園(以下、「小・中・高等学校等」とする。)全体の基本的役割として位置づけられたことから、今後、小・中・高等学校等のすべての教職員が、幼児児童生徒の障害について正しい理解と適切な認識に基づく指導を行うことが重要であるため、その資質の一層の向上を図るとともに、盲・聾・養護学校が中心となって地域の関係機関と連携しつつ、小・中・高等学校等への適切な支援を行うことが求められている。

以上述べてきた本県における障害のある幼児児童生徒の教育に係る喫緊の課題を整理すると次のとおりである。

盲・聾・養護学校の在籍幼児児童生徒の状況の変化

- ・ 知的障害養護学校在籍児童生徒数の増加及び高等部への進学ニーズの増大
- ・ 肢体不自由養護学校在籍児童生徒の障害の重度・重複化
- ・ 盲学校、聾学校、病弱養護学校の小規模化

幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化

地域における障害のある幼児児童生徒への支援ニーズの高まり

教員及び学校の専門性の向上への要請

このような課題に適切に対応しつつ、障害のある幼児児童生徒一人一人に応じた教育を推進するためには、本県における特別支援教育の基本的理念を明確に示し、これに基づく基本的取組の方向性を踏まえた教育内容の改善充実や具体的な体制整備に努める必要がある。

第 章本文中の数値データはすべて平成18年5月1日現在のもの(文部科学省の調査を除く。)。詳細については、「付属資料」参照。

本県における特別支援教育の基本的な考え方

1 基本的理念

「新福岡県障害者福祉長期計画」においては、「障害のある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現」が基本目標とされている。

その実現のためには、社会全体で総合的に取り組んでいくことが必要であり、特に学校教育においては、障害のある幼児児童生徒がその能力や可能性を最大限に発揮し、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するための基盤となる力を培うことが重要な使命である。

本県におけるこれからの特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、幼少期から高等部段階まで一貫した適切な指導及び必要な支援を行うことにより、生活や学習上の困難を改善又は克服し、各自が自立し主体的に社会参加できる力を着実に育成することを目指すべきである。

このため、盲・聾・養護学校に在籍する幼児児童生徒はもとより、小・中・高等学校等に在籍する障害のあるすべての幼児児童生徒が、専門性に基づく適切な指導及び必要な支援を受けられるようにするための体制の整備に努めるとともに、保健、医療、福祉、労働などの関係機関と緊密な連携を取りながら、多面的かつ一貫した支援を行う必要がある。

また、共生社会の実現のためには、人権尊重の理念の下、障害のある幼児児童生徒及び特別支援教育に対する県民の理解や支援が不可欠であり、学校教育活動等を通じた理解啓発に努めなければならない。

2 基本的取組の方向性

第 章で掲げた本県の課題に適切に対応しつつ、本県における特別支援教育の理念の実現を図るためには、国の制度改正の状況や、従来の特殊教育の成果及び実績を踏まえ、次のような視点から、障害のある幼児児童生徒に対する教育内容の改善充実や教育体制の整備に取り組む必要がある。

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進

障害のある幼児児童生徒一人一人の能力を最大限に生かし、自立し社会参加できる力を育成するための教育を推進するには、これまで盲・聾・養護学校において培われてきた障害種別に対応した専門的教育の継承・発展を図ることが重要である。

さらに、これを基盤として、障害の重度・重複化、多様化に対応できる教育の充

実を図るため、盲・聾・養護学校間の連携の強化を図る必要がある。

また、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、幼少期から高等部段階、さらに卒業後までを見通した計画的かつ一貫性ある教育を行うことが重要である。

(2) 適切な教育の場と教育環境の整備

障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた専門的な教育を受けられる機会を保障することを基本とし、現在の盲・聾・養護学校の配置状況、教育的効果、児童生徒数の状況を踏まえるとともに、障害種別の専門性及び専門的施設設備を有する既存の教育の場を最大限に活用しつつ、可能な限り地域の身近な場での適切な教育体制の整備に努める必要がある。

併せて、専門的な教育を円滑に実施するため、施設設備や教材教具等の整備充実、学級編制の見直し等、教育環境の改善を図る必要がある。

(3) 地域における教育的支援の充実

専門的な知識や技能に根ざした教育を行ってきた盲・聾・養護学校については、地域における特別支援教育の中核的役割を担い、LD、ADHD、高機能自閉症等への対応も含め、これまで以上に相談支援や情報提供等のセンター的機能の充実を図る必要がある。

併せて、盲・聾・養護学校間や関係機関との連携を強化し、小・中・高等学校等への支援を充実させることにより、地域における総合的な教育力の向上を図ることが必要である。

(4) 教員の資質能力及び学校の専門性の向上

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行うためには、障害種別に対応した専門的な知識や実践的指導力を基盤に、一人一人の障害の状態に応じた適切な指導を行うことができる教員を養成・確保するとともに、特別支援教育の推進について教員全体の意識の向上を図ることが重要である。

また、個々の教員の資質能力の向上とともに、各学校が組織としての教育力や専門性を高めることも必要である。

以上4つの視点から、本県の特別支援教育の理念を実現するための取組を進めるに当たっては、従来の取組を適切に評価し、その成果及び課題を踏まえた新たな計

画を立て確実に実行するとともに、さらにその実施内容を点検・評価して改善すべき点の明確化を図り、次の実施計画へとつなげていくというP D C A (計画 - 実行 - 評価 - 改善)サイクル⁹に基づいて、継続的な改善・向上を図っていくことを基本とし、本県における特別支援教育を総合的かつ計画的に推進していくことが重要である。

特別支援教育に対応した県立盲・聾・養護学校の在り方

1 新たな学校制度への転換

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導及び必要な支援を行うという特別支援教育の理念を実現するためには、これまで特殊教育を担ってきた盲・聾・養護学校がその中核的な役割を果たしていく必要がある。

また、障害のある幼児児童生徒の状況については、障害種別により幼児児童生徒の数が大きく変動しつつあるとともに、障害の重度・重複化、多様化が進んできている。

国においては、各都道府県において、このような課題に適切に対応しつつ、それぞれの地域の実情に応じた特別支援教育の充実が図られるようにする観点から、従来の盲・聾・養護学校制度をより柔軟な制度とし、効果的な配置が可能となるよう、障害種別を超えた学校制度である特別支援学校制度を平成19年4月から創設することとしたところである。

特別支援学校においては、「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること」を目的とし、この目的を実現するための教育を行うほか、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」とされている。

この制度改正により、従来の盲・聾・養護学校は障害種別を超えた特別支援学校へと一本化され、従来どおり特定の障害に対応した学校とともに、複数の障害に対応する学校を設けることも可能となった。

また、平成17年12月の中央教育審議会答申で、複数の障害に対応する学校においては、障害種別ごとの専門性を確保する観点から「教育部門」を設けることが有効であることが示されているが、具体的な方法については、設置者である都道府県等の判断にゆだねられている。

本県においては、障害のある幼児児童生徒の現状、県立盲・聾・養護学校が抱える課題、各学校がこれまで果たしてきた役割とその成果を踏まえ、第 4 章で述べた本県特別支援教育の基本的理念及び取組の方向性の実現に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。このため、県立盲・聾・養護学校が本県における特別支援教育の推進のための中核的な役割を担っていくことができるよう、特別支援学校制度に

より柔軟な対応が可能となった部分を適切に活用しつつ、その在り方を見直し、特別支援学校への転換を進めていくことが必要である。

2 本県における特別支援学校の在り方

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進

ア 障害の状態に応じた指導の充実

幼児児童生徒一人一人の障害の状態に応じた適切な指導を行うに当たっては、変化する教育的ニーズを、本人及び保護者の意向や関係機関からの情報も含め適切に把握し、速やかに対応できる体制を整えるとともに、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の各障害種別に対応した専門的な指導内容・方法、教材教具等を十分に活用しつつ、これらの更なる工夫改善等を図ることが必要である。

今後は、近年の幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化傾向を踏まえた対応が重要であり、重複障害の幼児児童生徒への教育については、それぞれの障害種別の専門的な指導内容・方法を基盤として、複数の障害に対応できるよう計画的に教員を配置したり、新たな学校間のネットワークを構築し相互に専門性を補完する体制を整備したりするなど、一人一人の障害の状態に応じた適切な指導を行うための柔軟な体制を整えることが求められる。併せて、自閉症を有する知的障害の児童生徒の増加等に対応するため、指導内容・方法及び学習環境の工夫・改善に努める必要がある。

また、LD、ADHD、高機能自閉症等に対応した適切な教育的支援を行うため、有効な指導方法の確立を図る必要がある。

一方、小・中・高等学校の教育課程に準ずる教育の実施においては、一人一人の障害の特性を踏まえた指導方法や教材・教具の工夫により、教科指導の充実を図ることが重要である。

イ 教育の一貫性・継続性の確保

就学前から学校卒業後までを見通し、教育的支援の内容・方法等に一貫性と継続性を確保するためには、教育、医療、福祉、労働等の関係機関及び保護者との間で有機的な連携を図りながら、「個別の教育支援計画」を策定する必要がある。

特に、就学時や学校卒業時等の移行期における連携が重要であり、適切な就学指導と移行支援の充実を図る必要がある。

関係機関との連携の充実に当たっては、これまで各学校において培われてきたネットワークや、地域における連携協議会等既存の組織を生かし、さらに有効に機能

させるような手だてについて検討することが求められる。

また、幼少期からの一貫した教育の重要性にかんがみ、現在ある高等部単独校と小・中学部の学校が隣接している場合には、その状況を活用し一層連携を深める方策について検討するとともに、隣接していない場合においても、従来から行われている連絡協議等の機会の一層の充実を図るなど、連携の強化に向けた取組が必要である。

ウ 多様な進路に対応した教育の充実

障害のある生徒の進路が多様化している状況を踏まえ、特に、高等部段階においては、自立と社会参加を目指し、生徒の多様な進路希望を実現するための教育の充実を図ることが重要である。

具体的には、大学、短期大学、専修学校専門課程等への進学ニーズに対応し、特に教科指導に重点を置いた教育や、企業等への就労や福祉的就労を可能にする社会のニーズに応じた職業教育等を実施するため、生徒の現状を踏まえつつ、教育課程の不断の見直しを行うとともに、必要に応じて従来の学科・コースの見直し等も視野に入れた改善に取り組むことが必要である。

特に、積極的に企業等や外部の教育機関等との連携協力を図り、生徒の就業体験の一層の充実、学校外の人的・物的機能の活用を進めることにより、生徒の就労と社会のニーズを見据えた専門的な知識や技術を習得できるよう職業教育の改善・充実を図っていく必要がある。さらに、就業促進の観点から、障害のある生徒に対する企業等の理解啓発を図るとともに、企業等が生徒に求めている資質能力の内容の把握や、企業等の視点から生徒の新たな職業適性を見出すなどの取組が重要である。

また、重度・重複障害の生徒については、学校卒業後の生活を見通し、福祉制度の見直しに関する情報収集・提供に努めることを含め、在学中から医療、福祉等関係機関との連携を図りながら、生活の質の向上を目指した教育内容の充実を図ることが重要である。

(2) 適切な教育の場と教育環境の整備

ア 整備の基本的な考え方

本県の特別支援学校の整備に当たっては、喫緊の課題である

知的障害養護学校在籍児童生徒数の増加及び高等部への進学ニーズの増大

肢体不自由養護学校在籍児童生徒の障害の重度・重複化

盲・聾・病弱養護学校の小規模化

に対応した適切な教育体制を整備する必要がある。

この際、障害種別の専門的教育の維持・発展を図ることを基本とし、現在の各障害種別の学校の配置状況や幼児児童生徒数の増減等を踏まえながら、特定の障害に対応する学校とともに、複数の障害に対応する学校を効果的に配置することが適当である。

複数の障害に対応する学校は、重複障害の幼児児童生徒について多面的・専門的な支援を行う上では一定の効果が期待されるが、その設置の検討に当たっては、地域の状況や当該学校における教育内容・方法、施設設備の状況、幼児児童生徒の安全性、障害の異なる幼児児童生徒相互の交流による教育効果等を総合的かつ十分に勘案する必要がある。

実際に複数の障害に対応する学校を設置する際には、障害種別の教育の専門性や幼児児童生徒の安全性、障害種別に応じた適切な学習・生活環境を確保するため、視覚障害部門、肢体不自由部門等の教育部門を置き、障害種別ごとに幼児児童生徒や活動エリア等を区分して教育を行うことが適当であるが、重複障害の幼児児童生徒の指導、地域への相談支援活動、学校行事等については、教育部門間の連携協力を十分に図り、効果的な取組を行う必要がある。また、重複障害の児童生徒がどの教育部門に在籍するかについては、本人及び保護者の意向を十分に踏まえ、児童生徒にとって最も適切な教育を行うという視点に立って総合的かつ慎重に検討することが重要である。

なお、分校については、児童生徒の実態、教育内容、施設設備等の状況を考慮した上で、本校との関係を整理しつつ、その適切な在り方について検討する必要がある。

イ 具体的な整備の在り方

(ア) 知的障害の児童生徒の受入体制の整備

知的障害の児童生徒が、一人一人の教育的ニーズに応じた専門的教育を受けられる機会を保障する観点から、児童生徒数の将来的な推移、学校配置の状況、教育的効果、児童生徒の通学状況等を総合的に勘案し、可能な限り地域の身近な場で適切な教育を受けることができるよう、知的障害の児童生徒の受入体制の整備を図る必要がある。

特に、高等部教育については、義務教育で培われた自立と社会参加の基盤となる知識や習慣等の定着を図り、働く力や生活する力を高めることを目指した極めて重要な教育の機会であり、知的障害養護学校高等部への進学ニーズの増大に対応する

ため、新たに高等部を設置するなど、早急に高等部教育の場の整備に努めていく必要がある。

その際には、集団生活への適応や人間関係の構築など、卒業後の自立に向けた社会性をはぐくむとともに、生徒の障害の状態や進路に応じた多様な学習集団による教育活動を展開できるようにする観点から、適切な整備の在り方について検討する必要がある。

(イ) 肢体不自由教育の場の整備

肢体不自由の児童生徒については、特に重度・重複化の傾向が進んでいることを踏まえ、その教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を受けることができるよう、学校の配置状況、施設設備の状況、児童生徒数等を総合的に勘案し、適切な教育の場の整備に努めていく必要がある。

(ウ) 盲学校、聾学校、病弱養護学校の小規模化への対応

在籍者数が少人数規模のまま横ばい傾向にある盲学校、聾学校、病弱養護学校については、地域における専門的な教育の機会を今後も保障するとともに、特別支援教育のセンター的機能を担うため、視覚障害・聴覚障害・病弱に対応した教育の場を地域に維持することが必要である。その際には、障害の重度・重複化、多様化への対応や、活気ある教育活動の実施等の観点から、異なる障害種別の教育部門と併置すること等についても検討する必要がある。

なお、教育部門併置の検討に当たっては、「ア 整備の基本的な考え方」で述べた観点を踏まえ、これまで培われてきた教育水準や教員の専門性が維持・向上できるよう、十分留意することが重要である。

(3) 地域における教育的支援の充実

ア 特別支援教育のセンター的機能の充実

平成17年12月の中央教育審議会答申では、小・中学校に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等への対応も含め、特別支援学校が地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮することが提言されている。

新たに整備される特別支援学校においては、従来の盲・聾・養護学校におけるセンター的機能の実績とノウハウ、地域における関係機関との連携を基盤として、他の障害種別を専門とする学校との組織的なネットワークを構築し、地域の小・中・高等学校等や保護者にとって最も身近な相談機関としての機能を担うように努める必要がある。

また、小・中・高等学校等が円滑かつ迅速に支援を受けられるよう、県教育委員会と市町村教育委員会が十分に連携し、特別支援学校の相談・支援機能を小・中・高等学校等が必要に応じて円滑に利用できる体制を整えることが重要である。

特に、高等学校に在籍しているLD、ADHD、高機能自閉症等の生徒に対する指導及び支援の在り方、障害のある生徒の前期中等教育と後期中等教育の接続の在り方等に関する国の検討状況を見据えながら、後期中等教育段階における適切な教育的支援の在り方について検討することが必要である。

イ 校内体制の整備

各学校においては、校長のリーダーシップの下、センター的機能を果たすための分掌や組織を設けたり、特別支援教育コーディネーターを効果的に活用するなど、校内体制の整備充実を図る必要がある。

その前提として、高い専門性を有する教員を養成し適切に配置するなど、現職研修の充実や人的配置等の条件整備が求められる。

ウ 理解啓発の推進

センター的機能を一層発揮するに当たっては、適切な情報提供や広報活動等の充実を図ることにより、特別支援学校の支援機能について理解啓発に努める必要がある。

障害のある幼児児童生徒の教育については、小・中・高等学校等において学校全体の基本的役割として位置付けられることを踏まえ、障害のあるすべての幼児児童生徒が、迅速かつ適切な支援を受けられるよう、小・中・高等学校等の教職員全体の理解啓発を図ることが重要である。

さらに、障害のある幼児児童生徒とその教育について、障害者の人権尊重を含めた地域における基本的な理解を図るための取組を推進する必要がある。

(4) 教員の資質能力及び学校の専門性の向上

ア 求められる専門性の内容

障害のある幼児児童生徒の教育に携わる教員は、障害種別に対応した知識や理解、専門的な指導技術等の専門性を基盤として、一人一人の障害の特性や発達段階、生活の状況等を的確に把握し、家庭や医療・福祉等の関係機関等との連携を図りつつ、一人一人の教育的ニーズにきめ細かく対応した適切な教育実践を行うことのできる資質能力を有しなければならない。その前提として、教育に対する使命感、責任感、人権尊重意識を有することが不可欠である。

また、障害の重度・重複化、多様化に対応するため、重複障害やLD、ADHD、高機能自閉症等に関する知識や指導力も必要である。

さらに、特別支援学校がセンター的機能を発揮するためには、「個別の教育支援計画」の策定、関係機関との連携調整、相談支援のスキル等に関するより幅広い能力が求められる。

このように、特別支援教育に携わる教員に求められる専門性の内容は多岐にわたるが、一定の教育水準の維持に必要となる基本的な資質能力については、すべての教員に求められるものであり、これらに加えて個々の教員の経験、役割等に応じた専門性を身に付けることが必要である。

イ 特別支援学校教諭免許状保有率の向上

盲・聾・養護学校から特別支援学校への転換に伴い、現行の盲・聾・養護学校教諭免許状については、平成19年度以降、障害種別に対応した専門性を確保しつつ、LD、ADHD、高機能自閉症等への対応を含めた総合的な専門性を担保する「特別支援学校教諭免許状」への転換が図られることとなっている。

特別支援学校教諭免許状保有率の向上を図るため、新たな免許制度の動向等を踏まえながら、認定講習の拡充に努めるとともに、認定講習開催に係る情報の周知徹底、個々の教員の単位修得状況を踏まえた校長からの受講奨励等、認定講習等を受講しやすくする条件整備を図り、計画的に免許保有者を養成する必要がある。

また、教員採用や人事異動においても特別支援学校教諭免許状保有者の確保や配置について十分に考慮する必要がある。

ウ 研修システムや校内体制等の整備

特別支援教育の推進に当たっては、教員の障害種別の専門性を基盤としつつ、より幅広く総合的な専門性の向上を図る必要があり、県教育センター等における現職研修や校内研修等の一層の充実を図る必要がある。

また、学校においては、校長のリーダーシップの下、専門性の高い人材を中心として、学校全体の専門性の向上を図るための組織及び運営の在り方について改善する必要がある。

このため、個々の教員の適性や得意分野を踏まえ、校内での効果的な配置や役割分担を行うことにより、人材の有効な活用を図るとともに、医療・福祉等関係機関との連携を図ることにより、外部の人的資源を活用しながら、教員の専門性の向上を図る必要がある。

このような各学校における特別支援教育体制の整備については、校長、教頭の果

たす役割が極めて重要であるため、管理職の一層の資質向上を図る研修の充実が求められる。

なお、作業療法士、言語聴覚士、歩行訓練士など、教員以外の専門家の採用について、国の方向性を踏まえつつ検討する必要がある。

(5) その他必要な方策

ア 障害の重度・重複化に伴う課題への対応

幼児児童生徒の障害の重度・重複化への対応については、エレベータ、スロープ、トイレ等施設設備の整備充実、リフトバスの配備等による通学条件の改善、食事を摂取しやすい状態に再調理する体制の充実等、幼児児童生徒の健康と安全を確保し、充実した学校生活を送るための多面的な環境整備について検討する必要がある。

学校生活において医療的ケアを要する児童生徒については、保護者が待機し必要な対応を行っている状況もあり、看護師資格を有する者の配置や医療等の専門機関及び保護者との連携を適切に図っていくことが求められる。また、医療的ケアに関する適切な理解を図るため、教職員研修の一層の充実が必要である。

イ 交流及び共同学習の推進

障害のある幼児児童生徒の社会参加を促進するため、地域の小・中学校等の幼児児童生徒と一緒に学び、お互いの理解を深めることのできる交流及び共同学習の充実を図る必要がある。

また、各学校が、地域の実情を踏まえ、保護者や地域の人々と積極的に連携し、障害のある幼児児童生徒に対する理解と協力を得ながら地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するとともに、特色ある教育活動を展開する必要がある。

ウ 寄宿舍の見直し

寄宿舍については、通学困難な幼児児童生徒への対応を主な目的として設置されており、その中で、基本的な生活習慣の確立、社会生活に必要な基本的態度の育成等の役割も担っている。

近年、幼児児童生徒の障害が重度・重複化、多様化している状況を踏まえ、寄宿舍における幼児児童生徒への対応の充実を図るための生活指導体制の工夫・改善、寄宿舍指導員の一層の資質向上を図るための取組が必要である。

また、今後、地域の身近な場での教育体制が整備された場合、児童生徒の通学の可能性が高まることが予想されるため、その際には適切な寄宿舍の在り方について検討が必要である。

エ 通学バスの整備

現在、通学バスは、自力での通学が困難な養護学校の児童生徒が利用しているが、通学時間が長時間に及ぶ状況も生じている。また、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に伴い、通学時の健康と安全の保持について、より一層の配慮が必要となっている。

このため、学校の配置状況等を踏まえながら、児童生徒の通学上の負担を軽減し、健康と安全に配慮した運行の在り方について検討することが望ましい。

おわりに

障害のある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けて、障害のある幼児児童生徒一人一人が自立し、社会参加できる力を育成することを目指した特別支援教育を推進することは、公教育が担わなくてはならない極めて重要な役割の一つである。

その重大な責務を果たすためには、障害のある幼児児童生徒を取り巻く環境の変化や、特殊教育から特別支援教育への転換に伴う制度改正に適切に対応する必要があり、ここに提言を行った事項については、早急に取り組むべきものについては速やかに着手するとともに、計画的に実施していく必要がある。また、今後、社会の急激な変化によって新たな課題が生じる可能性もあり、適時に課題を把握し、柔軟かつ迅速に対応を図ることが重要である。

特に各学校においては、教職員の意識の改革と主体的な取組が不可欠であり、このことを教職員が十分に認識した上で、校長のリーダーシップの下、学校全体として取り組むことが求められる。

また、障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズにこたえるためには、今後の特別支援教育の施策について、関係者だけでなく、県民に対して幅広く広報啓発活動を展開し、学校、家庭、地域社会等の理解と協力を得て推進していくことが重要である。

障害のある幼児児童生徒に対する教育が、各界各層からの理解と協力の下に充実したものとなるよう、関係者の一層の努力をお願いしたい。

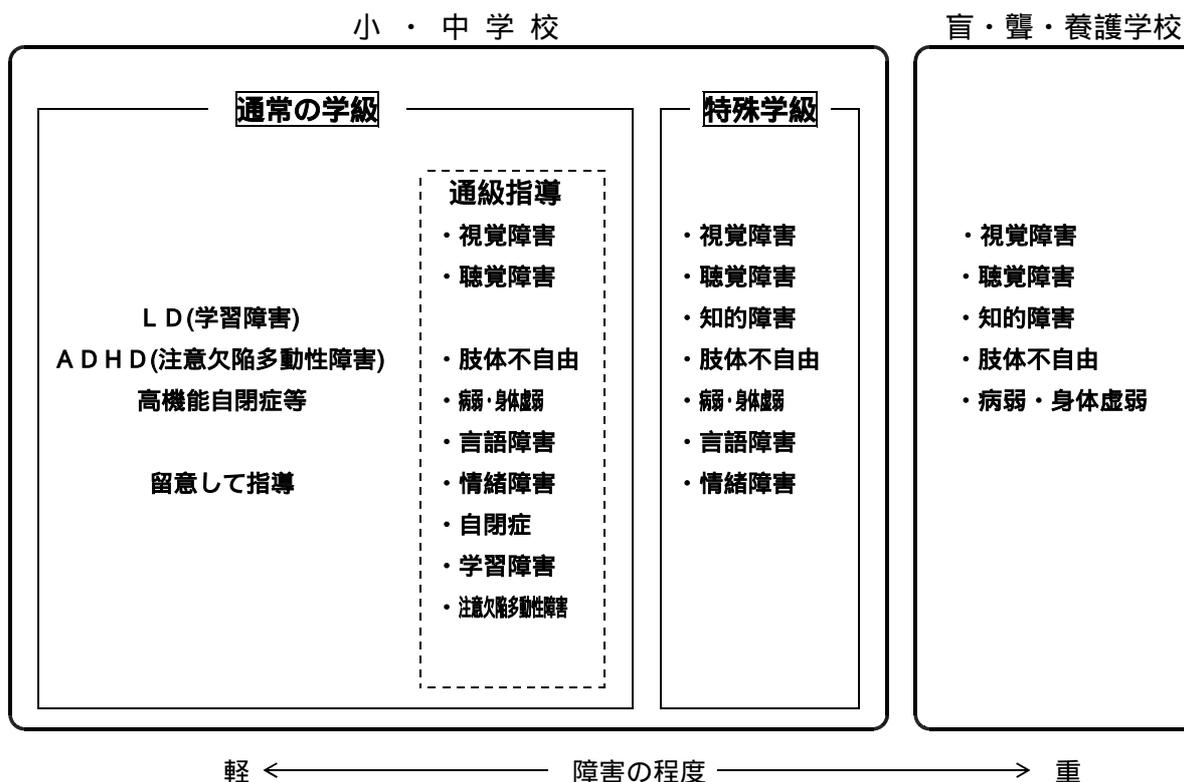
用語解説

	用語	解説
1	ノーマライゼーション	障害のある者も障害のない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すという理念。
2	LD (学習障害) ADHD (注意欠陥多動性障害) 自閉症	<p>基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。</p> <p>年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。</p> <p>自閉症は、以下の特徴によって規定され、医学でいう広汎性発達障害に含まれる障害である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的関係の形成に特有の困難さが見られる。 ・言葉の発達に遅れや問題がある。 ・興味や関心が狭く、特定のものにこだわる。 ・以上の諸特徴が、遅くとも3歳までに現れる。 <p>これらの特徴は、軽い程度から極めて重い程度までみられ、一人一人の状態像は多様である。また、自閉症は、その70%程度が知的障害を伴うとされており、知的機能の発達の遅れがない場合は、一般的に高機能自閉症と呼ばれている。</p>
3	発達障害	<p>発達障害者支援法において、次のように定義されている。</p> <p>「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」</p>
4	特殊学級	<p>盲・聾・養護学校に比べ障害の程度が軽く、しかも通常の学級における指導では十分な成果をあげることが困難な児童生徒を対象とし、小・中学校に必要な応じて設けられる特別に編制された学級。その種類としては、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害及び情緒障害がある。</p>
5	通級による指導	<p>小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導をいわゆる通級指導教室で行うもの。</p> <p>その対象については、学校教育法施行規則の一部改正により、平成18年4月1日から学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)が新たに対象となるとともに、従来のも情緒障害については、自閉症と情緒障害とに分けて示されることとなった。</p> <p>障害のある児童生徒の教育制度(盲・聾・養護学校、特殊学級、通級による指導)の概要については、次ページ補足資料参照。</p>

	用語	解説
6	個別の教育支援計画	教育、福祉、医療、労働等の関係機関の連携の下、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じて、教育的視点から適切に対応していくため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を効果的に行うための総合的な計画。
7	特別支援教育コーディネーター	小・中学校又は盲・聾・養護学校において関係機関との連携協力の体制整備を図るために、各学校において、障害のある児童生徒等の発達や障害全般に関する一般的な知識及びカウンセリングマインドを有する学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役としてのコーディネーター的な役割を担う者。
8	医療的ケア	吸引・吸入、経管栄養、酸素療法、導尿、気管切開部の管理、経鼻・咽頭エアウェイ等、日常的・応急的手当とされている行為。
9	P D C Aサイクル	取組の実行に際し、「計画を立て（Plan） 実行し（Do） その評価を行い（Check） 評価に基づく改善を図り（Action） さらに次の計画に反映させていく」という工程を継続的に行うことで、らせん状に取組の改善・向上を図る仕組み。

【補足資料】

障害のある児童生徒の教育制度（盲・聾・養護学校、特殊学級、通級による指導）の概要



通級による指導の対象については、学校教育法施行規則の一部改正により、平成18年4月1日から学習障害（LD）注意欠陥多動性障害（ADHD）が新たに加わるとともに、従来の情緒障害については、自閉症と情緒障害とに分けて示されることとなった。